

**参加者の有無を確認する公募手続きに係る
参加意思確認書の提出を求める公示**

令和 8 年 1 月 6 日
静岡国道事務所長 椎野 修

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、中部地方整備局静岡国道事務所の令和 8 年度 静岡国道管内道路清掃作業に関する公示である。

対象となる道路清掃作業は、静岡国道事務所が管理している国道 1 号, 5 2 号, 1 3 9 号の清掃作業であり、供用中の道路での清掃作業または維持作業（工事）を実施した実績及び応急処理で夜間・土日祝日に作業が対応可能な体制の構築や無償貸与する清掃車両台数分の操作人員の確保を求めるものである。

よって、本道路清掃作業は、前年度の当該地域における直轄国道の道路清掃作業受注者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定者（特定予定者）としているが、特定予定者以外の者で以下の応募要件を満たし、本道路清掃作業の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者（以下、「応募認定者」という。）がいる場合にあっては、一般競争入札にて調達を実施するものとする。

また、必要により参加意思確認書の内容確認ヒアリングを実施する場合がある。

2. 工事概要

- (1) 工事件名 令和 8 年度 静岡国道管内道路清掃作業
- (2) 施工範囲 静岡国道事務所管内
なお、施工範囲は別図を参照のこと。
- (3) 作業内容 静岡国道事務所管内の道路清掃作業を行うこと。
路面清掃工 1 式、排水施設清掃工 1 式、橋梁清掃工 1 式、
構造物清掃工 1 式、応急処理工 1 式、運搬処理工 1 式
なお、詳細は別添資料「工事説明書」参照のこと。
- (4) 工 期 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日

3. 応募要件

参加意思確認書の提出書に付す応募要件は次のとおりとする。

- (1) 基本的要件
 - ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

- ②中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 7・8 年度の維持修繕工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和 7・8 年度一般競争参加資格の再認定を受けていること）

なお、地域維持型建設共同企業体（以下「地域 JV」という。）で競争に参加しようとする者は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 5 年 1 月 6 日付け中部地方整備局長）に示す地域 JV としての資格の申請を一般競争入札に移行後において競争参加資格確認申請書の提出期限までに申請し、開札の時までに認定を受けていること。

ただし、本工事について、同一の企業が、単体、経常建設共同企業体又は地域 JV のいずれかの形態をもって同時に入札参加することは認めない。

- ③会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注した工事のうち、令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 4 年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種に係る工事成績評定点の平均が 65 点以上であること。なお、当該工種とは、22 工種の各工種区分をいう。
- ⑥ 「本工事に係る以下に掲げる設計業務等」以外の業務のうち以下に示す発注者を支援する業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

静岡国道事務所に係る以下の業務

- ・令和 6 年度 静岡国道技術審査業務（（一社）パブリックサービス）
- ・令和 6 年度 静岡国道管内西部管理積算技術業務
（（一社）パブリックサービス）

- ・令和 6 年度 静岡国道管内東部理積算技術業務
（（一社）パブリックサービス）

- ・令和 6 年度 静岡維持出張所管内維持工事監督支援業務
（（株）テクノスジャパン）

- ・令和 6 年度 富士国道維持出張所管内工事監督支援業務
（（株）テクノスジャパン）

- ・令和 7 年度 静岡国道道路管理資料作成業務

（令和 7 年度 静岡国道道路管理資料作成業務 P S ・日本振興設計共同体）

なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

⑦入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下、同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場

合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。
その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑧建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、以下に所在すること。

また、経常建設共同企業体及び地域 JV として申請書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

・本店、支店又は営業所の所在地として設定した地域は以下に示す区域である。

静岡県：静岡市、島田市、藤枝市、焼津市、牧之原市、富士市、富士宮市、
榛原郡全域

⑨警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑩会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 実績に関する要件

①平成 22 年度以降に、元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、地域 JV 以外の場合は出資比率が 20%以上の場合のもの、地域 JV の場合は出資比率 10%以上のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない））。

経常建設共同企業体及び地域 JV にあっては、いずれかの構成員が、平成 22 年度以降に元請けとして以下に示す同種の工事を施工した実績を有すること。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が 65 点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって 65 点と見なす。）

同種工事：道路における道路清掃作業の施工実績

類似工事：道路における維持作業（工事）の施工実績

(3) 配置予定技術者について

①次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を当該工事に配置できること。

1) 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

- ・ 1 級建設機械施工管理技士の資格を有する者
- ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。（旧選択科目の「農業土木」でも可））、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものの、「農業農村工学」（旧選択科目の「農業土木」でも可）、「森林土木」

又は「水産土木」とするものに限る。)) の資格を有する者

- ・以降に記載する 2) に示す要件に該当する者のうち、発注者から建設工事（本工事同様の工事種別のみ考慮する）を直接請負、その請負代金の額が 4,500 万円以上であるものに関し二年以上指導監督的な実務の経験を有する者（指定建設業 7 業種以外の 22 業種の場合）
- ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ・1 級土木施工管理技士又は 1 級建設機械施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から 6 ヶ月以内に限る。）

2) 主任技術者を配置する場合は、1) に示す要件に該当する者、もしくは、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。

- ・「建設業法第 7 条 2 号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第 7 条の三及び国交省告示第 1424 号（平成 17 年 12 月 16 日）参照）

②同一の者が上記（2）に掲げる工事（平成 22 年度以降の実績でなくても良い）の経験を有する者であること（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）（共同企業体の構成員としての経験は、地域 JV 以外の場合は出資比率が 20%以上のも、地域 JV の場合は出資比率 10%以上のもに限る（乙型にあつては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が 65 点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は引渡し完了したことを証明する書類をもって 65 点と見なす。）

經常建設共同企業体にあつては、一人で（3）① 1) の基準を満たし、上記（2）に掲げる同種工事の実績を有した技術者を構成員の何れかで 1 名、配置できること。残りの構成員においては上記の（3）① 1) の基準を満たす技術者を配置できること。

なお、入札後の措置として、建設業法施行令第 27 条第 1 項で定める金額の 3 倍未満で契約した企業においては、上記（3）① 1) の基準を満たし、上記（2）の同種工事の実績を有した技術者を 1 名専任とすることで、残りの構成員が配置する技術者は専任を要しない。

また、地域 JV にあつては、構成員のうちの 1 社が（3）①の基準を満たし、上記（2）に掲げる同種又は類似工事の実績を有する配置予定技術者を当該工事に配置できるとともに、その他の構成員も配置予定技術者を当該工事に配置できること。なお、制度運用については次のとおりとするが、専任特例を活用する場合と、特定営業所技術者及び営業所技術者が職務を兼ねる場合は、専任を求めない。

（a）甲型の地域 JV の場合

- 一 下請契約の額が 5,000 万円未満となる場合又は下請契約を締結しない場合は、全ての構成員は主任技術者を工事現場毎に設置しなければな

らない。また、請負金額が 4,500 万円以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。

- 二 下請契約の額が 5,000 万円以上となる場合は、特定建設業者たる構成員 1 社以上が監理技術者を設置しなければならない。その他の構成員は主任技術者を設置しなければならない。また、設置された監理技術者及び主任技術者は専任でなければならない。
- 三 上記第 1 号又は第 2 号の規定にかかわらず、次に掲げる構成員（代表者でなくても可とする）が監理技術者（監理技術者の設置を要しない場合は主任技術者）を専任させる場合は、その他の構成員が設置する配置予定技術者は専任を求めない。

イ 構成員に一般土木工事の有資格業者を含む場合

土木工事業の許可を有し、中部地方整備局における令和 7・8 年度一般土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者のうちいずれかの者

ロ 構成員に一般土木工事の有資格業者を含まない場合

土木工事業の許可（構成員に土木工事業の許可を有する特定建設業者が含まれる場合は、土木工事業に係る特定建設業の許可）を有し、発注工事に対応した中部地方整備局における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格の工事種別（以下「工事種別」という。）において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者（等級区分のない工事種別を含む組合せの場合は、当該工事種別の有資格業者を含む。）のうちいずれかの者

（b）乙型の地域 JV の場合

- 一 分担工事に係る下請契約の額が 5,000 万円未満又は下請契約を締結しない場合は、当該分担工事を施工する建設企業は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならない。なお、分担工事に係る請負金額が 4,500 万円以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。
- 二 分担工事に係る下請契約の額が 5,000 万円以上となる場合は、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者を設置しなければならない。
また、設置された監理技術者は専任でなければならない。

（c）配置予定技術者の専任期間

地域 JV が、配置予定技術者を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても工事が明らかに行われていない期間は工事現場への専任は要しない。

ただし、発注者と地域 JV の間で専任を要しない期間が設計図書又は打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- ③ 配置予定技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係（3 ヶ月以上）があること。

なお、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるとみなす。

- ④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ⑤ 本工事は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号」という。）の配置は認めない。

(4) 技術力に関する要件

下記①及び②の要件を満たす者であること。

- ① 気象状況などにより、交通障害の発生の恐れがある場合には、夜間及び土日祝祭日でも作業の指示を行うため、必要とする機材・人員の確保ができる体制を構築できるもの。
- ② 清掃用建設機械の取り扱いを行った実績がある技術者（操作担当者）について、本件で無償貸与する建設機械台数分の人員を準備できる者であること。
なお、使用する予定の建設機械及び台数は路面清掃車、散水車、排水管清掃車、トンネル清掃車の計 4 台）とする。

(5) その他

- ① 上記（１）②に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、令和 8 年 4 月 1 日時点において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- ② 本入札に係る落札決定の条件は、令和 8 年度の予算が成立し、予算示達がされた場合とする。

4. 手続等

(1) 担当部局

①契約関係

〒420-0054 静岡市葵区南安倍 2 丁目 8 番 1 号

静岡国道事務所 経理課

電 話：054-250-8901、メールアドレス：cbr-keisdour@mlit.go.jp

②技術関係

〒420-0054 静岡市葵区南安倍 2 丁目 8 番 1 号

静岡国道事務所 管理第二課

電 話：054-250-8907、メールアドレス cbr-s-kanri2@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和 8 年 1 月 6 日（火）から令和 8 年 1 月 15 日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）

交付場所：上記(1) ②に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和8年1月16日（金） 12時00分

提出場所：上記(1) ②に同じ。電子メール等（着信確認を行うこと）で送付すること。

(4) 質問の受付期限、場所及び方法

受付期限：令和8年1月13日（火） 16時00分

提出場所：上記(1) ②に同じ。電子メール等（着信確認を行うこと）で送付すること。

(5) 質問の回答日、場所及び方法

回答日：令和8年1月14日（水）、15日（木）の2日間

回答方法：上記(1) ②において回覧に付する。

(6) 参加意思確認書の内容確認ヒアリングの実施連絡

実施する場合の連絡日：令和8年1月16日（金）

実施場所：上記(1) ②に同じ。

(7) 審査結果通知予定日

通知予定日：令和8年1月22日（木）

通知方法：電子メールによる。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本語通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1) に同じ。

(3) 詳細は別添資料「工事説明書」による。

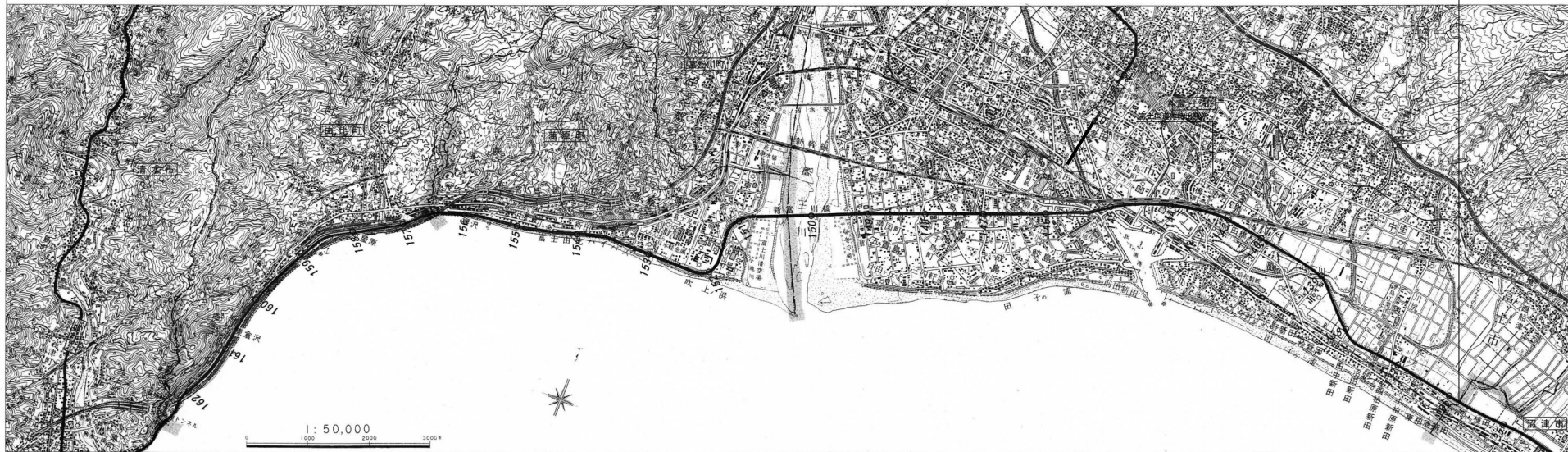
一般国道一号
自静岡県沼津市原町
至静岡県静岡市清水区
間平面図

静岡国道事務所
富士国道維持出張所
静岡国道維持出張所
No.2

位置図 (1)

作業区間 (国道1号・BP含む)

工事終点
135.80kp



この地図は、建設省国土院院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を使用して複製したものである。(承認番号 平9第10号 第10号)

東海建設株式会社 052-522-1377

一般国道一号
自静岡
岡岡
市市
間平面図

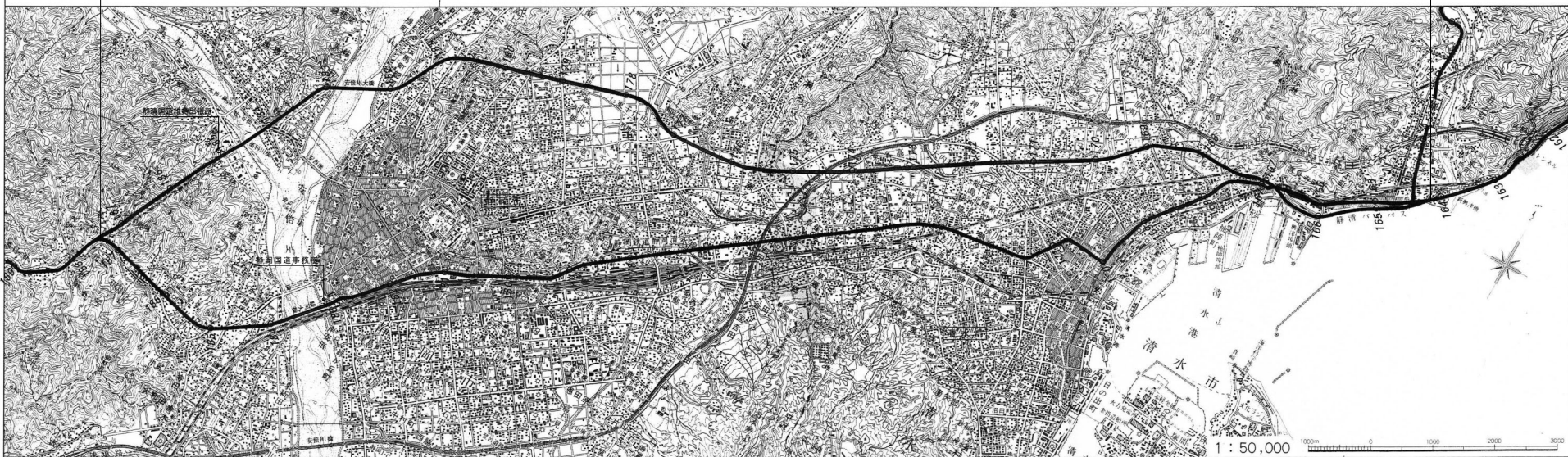
静岡国道事務所
静岡国道維持出張所
No.3

作業区間 (国道1号・BP含む)

国道1号 静岡BP

工事終点
187.60kp

工事終点
164.20kp



この地図は、建設省国土院院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を使用して複製したものである。(承認番号)平7第10号

東海建設株式会社 052-522-1377

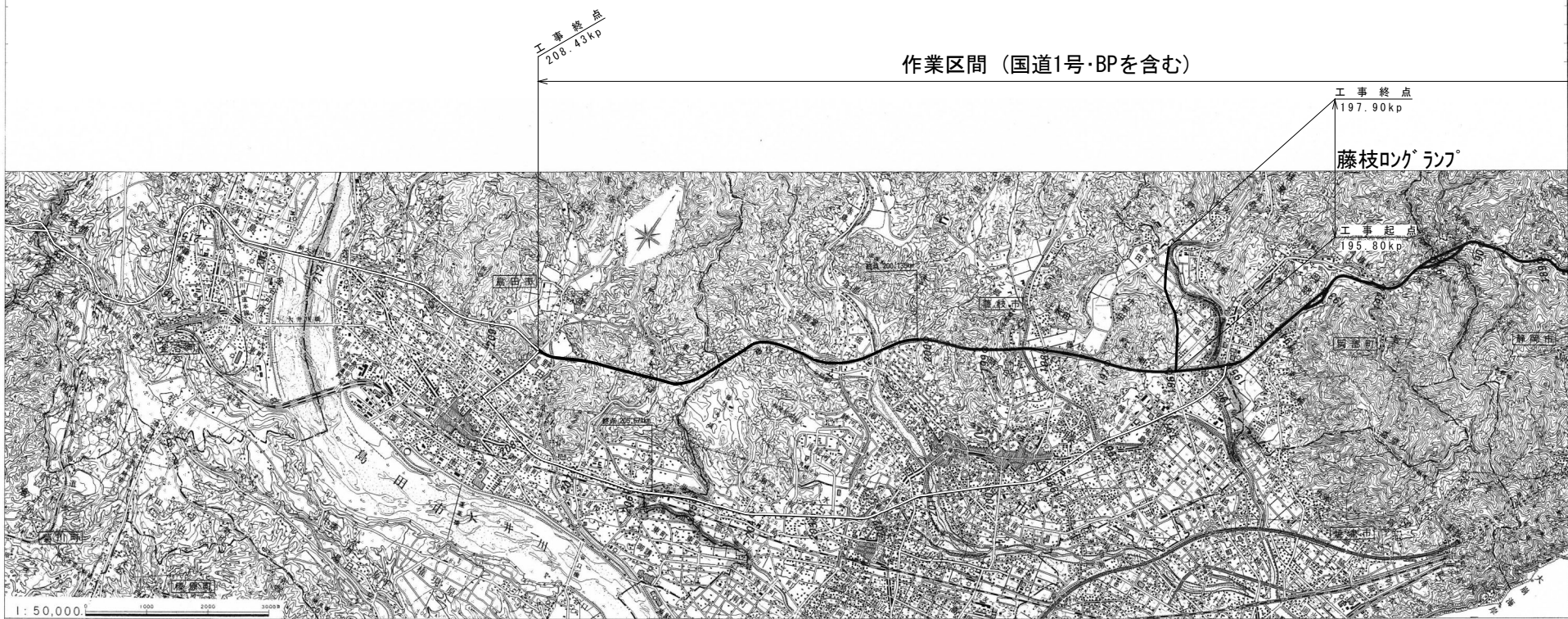
工事名	令和8年度 静岡国道管内道路清掃作業			
図面名	位置図 (1)			
年月日				
尺度	1:50,000	図面番号	1/3	
会社名				
事務所名	静岡国道事務所			

位置図 (2)

一般国道一号

自静岡市宇津之谷
至静岡県榛原郡金谷町

静岡国道事務所
静岡国道維持出張所
No.4



この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の1万分の1地形図を基に作成したものである。承認番号 平6認地第 第75号

東海国図株式会社 1052-522-1377 (株)

一般国道五十二号

自静岡市清水区
至静岡県山梨県界

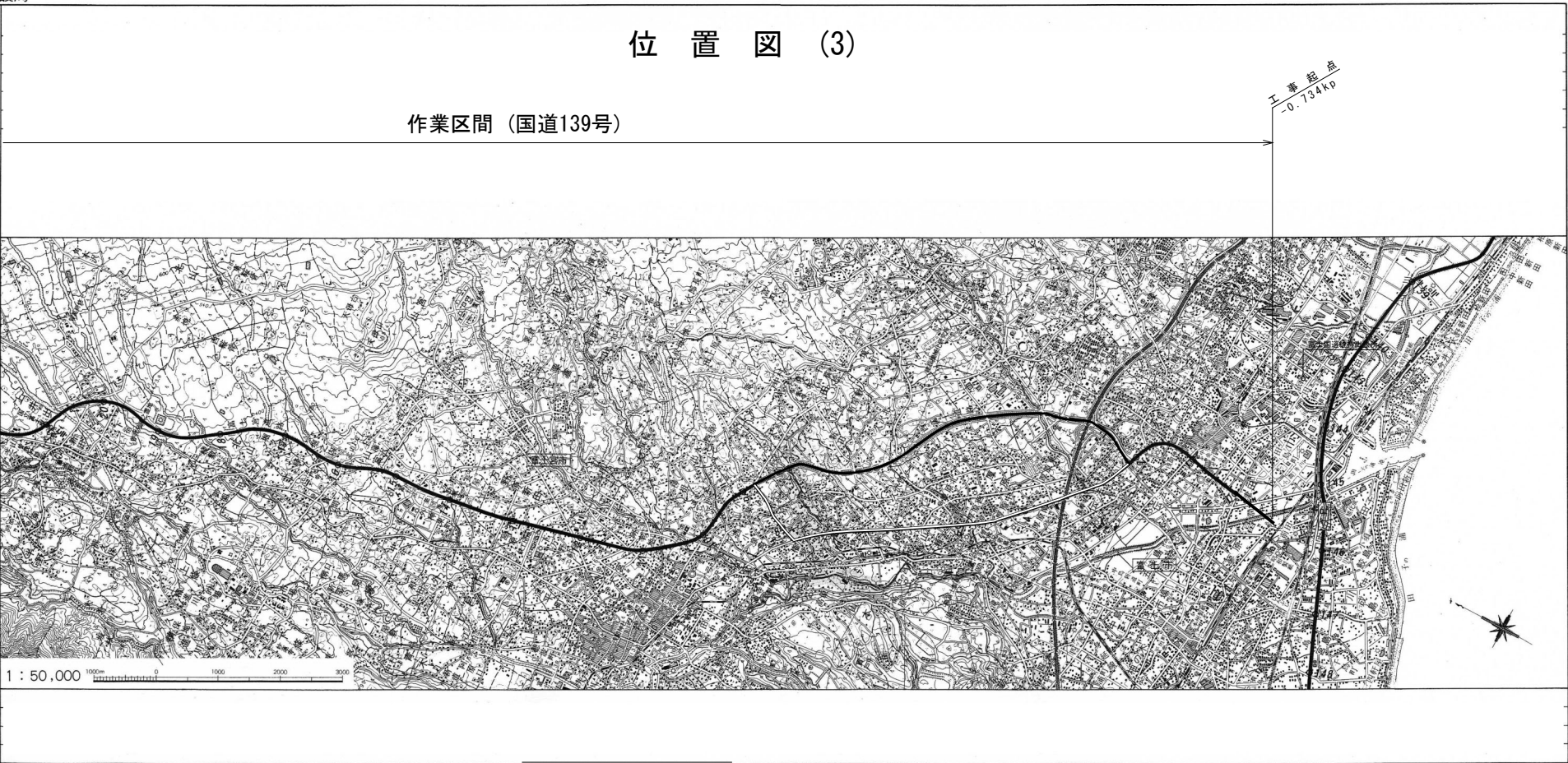
静岡国道事務所
静岡国道維持出張所



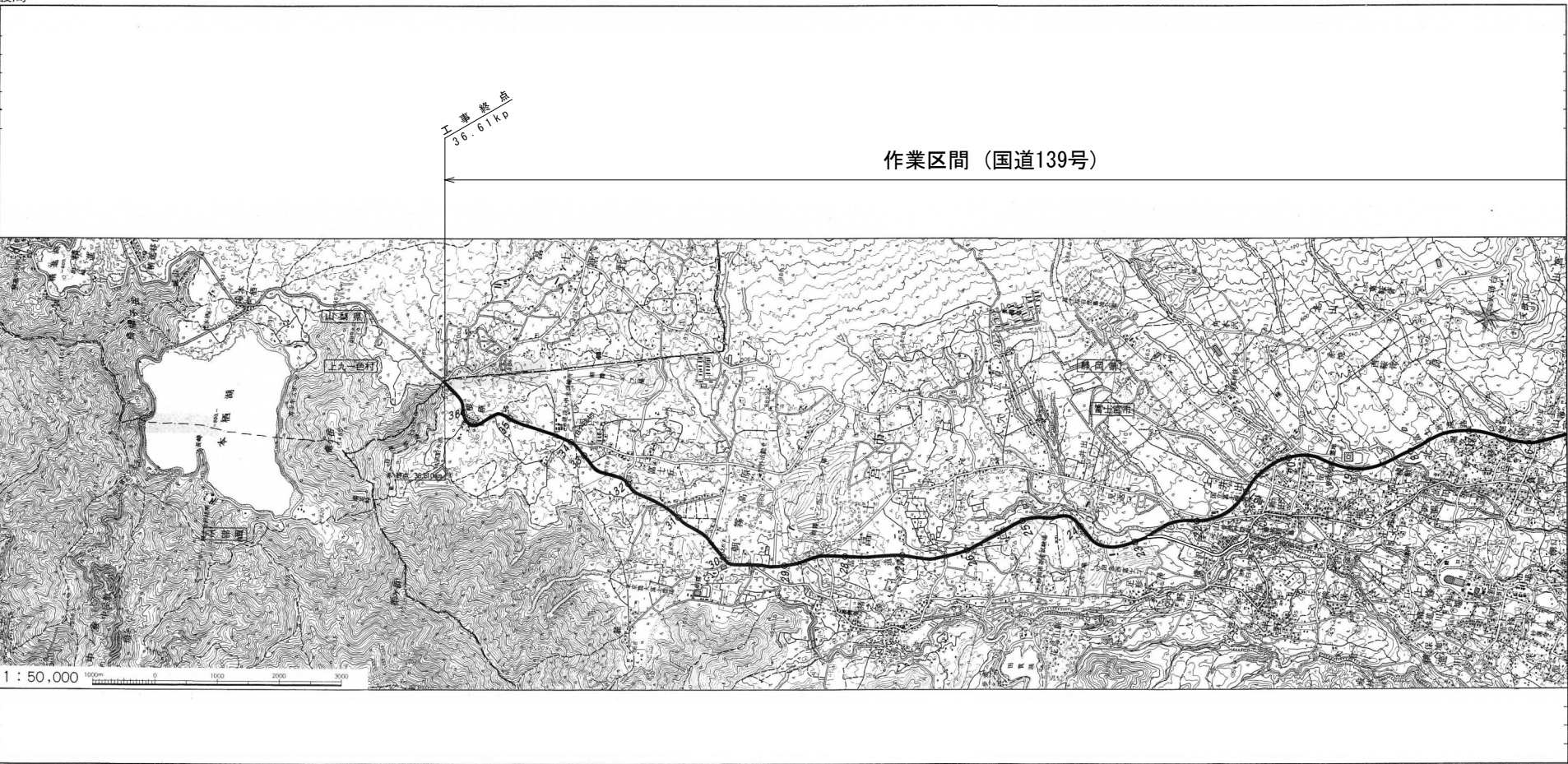
この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を基に作成したものである。承認番号 平8認地 第113号

工事名	令和8年度 静岡国道管内道路清掃作業			
図面名	位置図 (2)			
年月日				
尺度	1:50,000	図面番号	2/3	
会社名				
事務所名	静岡国道事務所			

一般国道一三九号
自富士市青島
至富士宮市上井出
間平面図
静岡国道事務所
富士国道維持出張所
No. 1



一般国道一三九号
自富士宮市北山
至静岡・山梨県界
間平面図
静岡国道事務所
富士国道維持出張所
No. 2



工 事 名	令和 8 年度 静岡国道管内道路清掃作業			
図 面 名	位 置 図 (3)			
年 月 日				
尺 度	1 : 50,000	図面番号	3	3
会 社 名				
事務所名	静 岡 国 道 事 務 所			